

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第36号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会アドバイザーの項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 6, 0 0 0 円
-----------	---------------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。